

# 北区立滝野川紅葉中学校同窓会規約

## (名称)

第一条 本会は東京都北区立滝野川紅葉中学校同窓会と称する。

## (目的)

第二条 本会は、会員及び客員の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

## (組織)

第三条 本会会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 本校卒業生
- (2) 本校生徒であったもので、幹事会の承認を得たもの。
- 2 本会を運営するにあたって、会員のほかに客員をおく。客員は本校職員及び職員であったものとする。

## (役員等)

第四条 本会には次に示す定数の役員を置き、括弧書きのように会務を分担する。

- (1) 名誉会長（会長、会務及び運営に関して助言を行う） 1名
- (2) 顧問（役員を助け助言・援助を行う） 若干名
- (3) 会長（本会の最高責任者・会務及び運営のまとめ役） 1名
- (4) 名誉副会長（副会長、会務及び運営に関して助言を行う） 1名
- (5) 副会長（会長を助け本会の運営と会計を行う） 2名
- (6) 名誉理事（理事、会務及び運営に関して助言を行う。） 2名
- (7) 理事（副会長を助け会務を行うとともに、会計の監査を行う） 3名
- (8) 幹事（理事を助け各学級の連絡調整及び会務を行う） 若干名
- 2 本会のすべての役員の任期は、その年の4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 本会の名誉会長は、本校校長とする。以下、名誉副会長は本校副校長、名誉理事は本校教務主任及び生活指導主任とする。
- 4 本会の顧問は、歴代PTA会長とする。
- 5 会長、副会長、理事は幹事より互選される。
- 6 幹事は、卒業年度前期の生徒会役員の3年生であった者及び各学級男女各1名を選出してこれに委嘱し、その年度の中から同期会長を互選する。
- 7 役員及び幹事に欠員が生じたときには必要に応じて幹事会で推薦後、補充委嘱する。
- 8 本会の事務局は、東京都北区立滝野川紅葉中学校内に置く。

## (運営)

第五条 本会は、毎年1回、次の内容について定期総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を行うことができる。

- (1) 前年度の本会事業及び会計の報告と承認
  - (2) 本年度の本会事業及び会計の計画案と承認
  - (3) 理事会、幹事会で必要と認められた事項とその可否
- 2 定期総会における議長は幹事会の議長がその任に当たる。
  - 3 定期総会における議決は出席者の過半数の賛成による。ただし、本規約の改廃等については出席会員の三分の二以上の賛成による。いずれも賛否均衡の場合は議長の決定に従う。

第六条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。本会の事業計画や会計等について審議し総会に提案する。また、緊急に処理する事項及び臨時総会の開催について等の審議・決定を行うことができる。

- 2 幹事会の議長は会長がその任に当たり、議決は第五条第3項を準用する。

第七条 理事会は、会長の招集に応じて、副会長とともに会務全体の企画・運営にあたり、毎年1回の定例理事会及び必要に応じて臨時理事会を開催する。

- 2 理事会の議長は会長がその任に当たり、議決は第五条第3項を準用する。

#### (会費・会計)

第八条 会費は1人500円を永年会費とし、入会の際に納入する。

- 2 会費はこれを積立基金とし、この積み立て基金をもって経費に充てる。
- 3 特別な収入のあった際については基金に組み入れるものとする。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第九条 会計及び会計監査は、第4条第1項(4)及び(6)によるものとする。会計は主と副2名、会計監査は3名をそれぞれあてる。

- 2 会計は一定の帳簿によってこれを管理し、年度末に収支を明らかにする義務を有するものとする。

#### (付則) 1

本規約は、平成22年3月10日から施行する。

#### (付則) 2

平成22年度から27年度の間は、会長、副会長、理事の職はそれぞれ、名誉会長、名誉副会長、名誉理事が代行するものとする。それぞれの役職のものが成年に達した次の年度より引き継ぎを行い、引き継ぎの翌年度より会の運営は本規約の役員による同窓会の運営を行う。